

R2 新規事業「まちなかウォークラブル推進事業」に係る Q A 集

※現在、制度創設に向けた検討を行っているところであるため、記載している内容については今後変更となる可能性があります。

Q 1 : これまでの都市再生整備計画事業との違いは何か。

A : まちなかウォークラブル推進事業は、基幹事業について、既存ストックの利活用という観点から、都市再生整備計画事業から、いわゆるハコモノ・住宅の新設等を支援対象外としています。

一方、新たな基幹事業「滞在環境整備事業」の立ち上げや、外観の修景整備、建物内の公共空間整備等を新たに補助対象化するとともに、国費率 1 / 2、提案事業枠 2 割、市町村向け交付金とは別に補助金として都道府県等（都道府県及び民間事業者等。以下同じ）を事業主体とした支援制度の創設等の拡充を行いました。

Q 2 : 事業実施が可能な区域は。また、立地適正化計画との関係は。

A : まちなかウォークラブル推進事業は、「都市再生整備計画事業が実施可能な区域」の中で、まちなかウォークラブル区域を定めれば、事業実施が可能としています。

従って、例えば大都市中心部等、都市構造上の理由等（市街化区域内人口密度 40 人/ha が統計上概ね維持される等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村の区域においても、事業実施が可能となります。

なお「都市再生整備計画事業が実施可能な区域」は、令和 2 年度以降に適用される、都市再生整備計画事業の事業実施が可能な区域であることに留意ください。

Q 3 : まちなかウォークラブル区域とは、どのような区域か。

A : 都市再生整備計画区域内において、賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域として、市区町村が定めた地域です。

Q 4 : まちなかウォークラブル区域の区域要件はどのようなものか。

A : まちなかウォークラブル区域は、概ね 1 km 程度以内の歩ける範囲のエリアを想定しているところ、あくまで重点的・集中的に施策を講じるべき区域として適当な範囲を、区域として定めてください。

なお、1 つの市区町村内に複数の拠点があるなど、1 市区町村に複数のまちなかウォークラブル区域が設定されることも想定されるものです。

Q 5 : まちなかウォークラブル区域の設定について、令和 3 年度まで経過措置を想定とあるが、どのような趣旨か。

A : まちなかウォークラブル区域について、市区町村が当該区域を定めるに当たっては、地元調整等も含め一定の期間を要すると思われることから、令和 3 年度までは、当該区域の設定が見込まれる区域をもって、事業が実施できることとしています。

Q 6 : 本事業区域の中で、他の都市再生整備計画事業を実施することは可能か。

A : 単一の都市再生整備計画において、「まちなかウォークアブル推進事業」と「都市再生整備計画事業」を実施することは可能です。実施する場合は、同一の都市再生整備計画区域内に、それぞれの支援対象事業を位置づけてください。

Q 7 : 本事業に関する計画の策定及び要望書類の作成等は、誰が行うのか。

A : 都市再生整備計画区域及びまちなかウォークアブル区域については、市区町村が定めるものです。従って、市区町村が事業の実施主体の場合にあっては、都市再生整備計画を市区町村が作成し、当該都市再生整備計画に、まちなかウォークアブル区域、個々の事業内容等を市区町村が記載することとなります。

一方、都道府県等が事業の実施主体の場合にあっては、基本的に、市区町村が定めた都市再生整備計画区域・まちなかウォークアブル区域を前提に、当該区域内で実施される都道府県等事業について、補助事業の事業計画としての「まちなかウォークアブル推進計画」を都道府県が作成し、当該事業を記載することとなります。

Q 8 : 都道府県等で本事業を実施したい場合は、どのように要望等を行えばよいのか。

A : 都道府県については、市区町村向けの要望活動と同時に、併せて要望を聴取することとしているので、なるべく要望を提出ください。

Q 9 : 都道府県等が本事業を実施する場合、地元自治体との協議は必要か。

A : 都市再生整備計画への位置付けなどをはじめ、市区町村と事業内容等について事前調整を実施ください。

Q 10 : ウォークアブル推進都市でない場合でも要望することは可能か。

A : ウォークアブル推進都市のいかんに関わらず要望することは可能です。

Q 11 : 都市局内における各事業の窓口は。

A : 都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）及び都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）は市街地整備課です。まちなかウォークアブル推進事業は街路交通施設課です。

Q 12 : 対象区域は、「都市再生整備計画事業区域内のまちなかウォークアブル区域（周辺環境整備に係る事業を含む）」となっているが、周辺環境整備に係る事業とは、具体的に何か。

A : 例えば、通過交通を排除する環状街路の整備等、まちなかウォークアブル区域外の都市再生整備計画区域内で行われる、ウォークアブル推進に資する事業です。

Q 13 : 支援対象事業のうち、まちなかウォークアブル区域内でしか実施できないものはあるのか。

A : 1階部分の修景整備や、市民に開かれた公共空間の提供などは、ウォークアブル区域内で実施することではじめて効用が発揮すると思われるところ、これら事業については区域内でのみ実施が可能です。

Q 1 4 : 「滞在環境整備事業」とは具体的に何が支援対象となるのか。

A : 滞在者の快適性の向上に資する屋根、トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設等の整備や滞在環境整備に関する社会実験及びコーディネート等です。

Q 1 5 : 「滞在環境整備事業」のうち、コーディネートとは、どのような事業を指すのか。

A : コーディネートとは、事業化検討段階における地域の方々の意向把握や課題の抽出、勉強会の開催といった、まだ具体的な事業内容が定まらない段階での取り組みから、計画策定や事業実施に際しての様々な協議調整等まで含むものです。

特に、事業化検討段階という、これまでであれば基幹事業がまだ無かった状況において、本事業では、基幹事業たる滞在環境整備事業によってコーディネートを支援することが可能となります。

Q 1 6 : 「街なみ環境整備事業」は、具体的にどのような拡充がなされたのか。

A : 具体的には、これまで景観地区等を対象としていた街なみ環境整備事業による修景整備について、新たにまちなかウォークアブル区域を対象としたものです。

Q 1 7 : 市民に開かれた公共空間とは、具体的にどのようなものを指すのか。

A : 基本的には、少なくとも当該施設が営業している間は、不特定多数の者が、無償かつ自由に交流・滞在することができる建物内の区域を想定しています。

Q 1 8 : 市民に開かれた公共空間の提供とは、具体的にどのような拡充がなされたのか。

A : 具体的には、これまで公民館等の整備のみを対象としていた既存建築物活用事業について、新たに民間が整備する公民館に類する施設を対象としたものです。